

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程に基づく セーフ・ハーバー・ルール

平成21年10月 8日

利益相反管理委員会制定

最終改正 平成21年12月25日

1 (趣旨)

本ルールは、本法人の教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い生じ得る利益相反行為を適切に管理するため、利益相反行為に該当しない行為の基準を定める。

2 (定義)

本ルールにおける用語の定義は、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程(平成21年2月5日制定)の用語の定義に従うほか、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

「企業等から得る経済的利益」とは、教職員等が企業等から得る個人金銭的利益及び職務関連金銭的利益の総体をいう。

「個人金銭的利益」とは、教職員等が、個人として受け取る給与、サービス対価(コンサルタント料、謝金等)、エクイティ(公開・未公開を問わず株式、出資金、ストックオプション、受益権等)、知的財産権(特許、著作権、ロイヤルティ等)等の金銭的利益をいう。

「職務関連金銭的利益」とは、教職員等が、その職務に関連して受け取る産学官連携活動に係る共同研究経費、受託研究経費、研究助成金、寄附金、技術研修経費、企業等から派遣される研究者等の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等の金銭的利益をいう。

3 (利益相反行為に該当しない行為とみなされるための要件)

教職員等が産学官連携活動を行う場合(本法人における所定の手続きにより許可を受けた兼業を除く。)において、次の要件を満たすときは、当該行為は、利益相反行為に該当しない行為とみなされる。

本学の教育、研究及び社会貢献に係る活動であって、企業等から得る経済的利益が次のいずれかの基準のとき

ア)個人金銭的利益が、1年間1企業等当たり累積で、100万円以下又はエクイティのシェアとして5%以下

イ)職務関連金銭的利益が、1年間1企業等当たり累積で、200万円以下

4 (企業等から得る経済的利益の受取人の範囲)

3において、教職員等が企業等から得る経済的利益の算出に当たっては、その受取人の範囲は、教職員等本人並びに生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)とする。

5 (自己申告書提出)

教職員等が産学官連携活動を行う場合において、3の要件を超える者は、全員自己申

告書を利益相反管理委員会に提出しなければならない。ただし、該当する者以外の自己申告書の提出を妨げるものではない。

6 (利益相反行為に該当しない行為とみなされるための要件の例外)

下記の制度を利用した職務関連金銭的利益は、利益相反行為に該当しない行為とみなし、自己申告の対象としない。

配分機関名	制度名
文部科学省・日本学術振興会	科学研究費補助金
文部科学省	科学技術振興調整費
	グローバルCOEプログラム
	世界トップレベル研究拠点(WPI)プログラム
	地球観測システム構築推進プラン
	原子力システム研究開発事業
	キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT、光、量子科学)
	海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
	原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
	人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業
	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進事業～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業～
	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	都市エリア産学官連携促進事業
	科学技術振興機構(JST)
先端計測分析技術・機器開発事業	
独創的シーズ展開事業	
産学共同シーズイノベーション化事業	
重点地域研究開発推進プログラム	
地域結集型研究開発プログラム等	
地球規模課題対応国際科学技術協力事業	
地域卓越研究者戦略的結集プログラム	
戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型)	
戦略的イノベーション創出推進事業	
科学技術振興機構(JST)	研究成果最適展開支援事業(A-STEP)
	若手研究者ベンチャー創出推進事業

厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業
内閣府	食品健康影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度
	地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援(先進技術型研究開発助成金制度)
	民間基盤技術研究促進制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
	産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出研究開発事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	産業技術研究助成事業(若手研究グラント)
	大学発事業創出実用化研究開発事業
	省エネルギー革新技术開発事業
	エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	環境研究・技術開発推進費
	循環型社会形成推進科学研究費補助金
	地球環境研究総合推進費
	地球温暖化対策技術開発事業

附 則

このセーフ・ハーバー・ルールは、平成21年11月 5日から施行する。

附 則

このセーフ・ハーバー・ルールは、平成22年 1月 7日から施行する。